

Doc. 2960 Evid.

Folder 31

(20)

Doc. No. 2960

8 Jan 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Published Lecture of Baron HIRANUMA, Kiichiro on "Fundamental Principles for Social Conciliation", (YUWA-JIGYO NO KIMPON-SEISHIN)

Date: 10 May 1939 Original Copy Language: Japanese

Has it been translated? Yes No

Has it been photostated? Yes No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: Home Ministry

PERSONS IMPLICATED: HIRANUMA, Kiichiro

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Ultra-Nationalism

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

This booklet is the published lecture of Baron HIRANUMA, Kiichiro in which he urges the Japanese people to denounce all differences of opinion and to concentrate all their energy and beliefs on the Imperial policy of "God's Will". The lecture was given for the purpose of unifying national sentiment in favor of the China Incident and of evoking social conciliation towards Japanese aggression by emphasizing that the govt policy is the "will of the Gods", and by appealing to the "traditional Japanese Spirit" of subservience to the Emperor and state.

Analyst: E.T.GARDEN

Doc. No. 2960

2960

Summary of Summary

In his address to the meeting in the auspice of the Social Conciliation Association, he made a lecture which was taken down in shorthand and published by the association in this pamphlet.

He says that all the divergence in opinions in the people should be denounced for the cause of the Imperial policy. All the strength of the people, he addressed, must be focussed to the executing of the Chinese Incident.

Proj. No. 10097
Sack No. 7
Item No. 5-3

2960

TITLE: "Fundamental Principle for Social Conciliation Tasks"

LECTURER: HIRANUMA Kichiro

PUBLISHER: THE CENTRAL SOCIAL CONCILIATION ASSOCIATION —
(A Foundational Judicial Person)

The 13th issue of the Series on the Social Conciliation Problems.

Date of Publication: May 10 1939.

Picture of Baron HIRANUMA

Preparatory Inscription: "To Be moderate"
Written By HIRANUMA

Explanation of this booklet:—

This edition contains the statement by HIRANUMA in regard to the social conciliation movement in JAPAN. Its prime purpose is to unify the national sentiment outwards.

Outline of the contents.

Pp. 1-2. This part refers to how the Conciliation Week was set up.

PP. 2-3. He says in these part that "sincerity" is the first and last virtue in social life.

PP. 4-5 are devoted to his assertion that the Imperial sovereignty of this country shows the way for other nations how to administer the subjects, saying, "Policy pursued by our Imperial House is the embodiment of the Great Law of Nature, which cannot be moved by the human will, that is, it was endowed by our Gods."

PP. 5-6 "The sovereignty of the state is to be traced to the Will of Gods, and so the assistance of the people to the Emperor's divine politics means the assistance to the Gods' sacred tasks. Thus our Emperors have so far swayed their prerogatives according to the Gods' will, and the people also have done for the cause. The way of politics like this exists only in this land ^{and} not in other states anywhere. This form of government is well expressed in the 'Unified Form of Politics ^{and} Religion' peculiar to Japan."

P. 6 The Baron insists on the necessity for the Association to follow the line of our government emphasizing,

" — the fundamental spirit of the social conciliation has its source in this idea that the people should obey the Emperor — "

P. 7-8 are devoted to his conviction that religious celebration should be, first of all, regarded important. He says, "Religious celebration services are composed of two phases such as the service directly ministered toward the Gods in the shape of cult and the service in the form of the carrying-out of all the undertakings of the state."

P. 9-11. Herein he denies the western individual rights and responsibilities, urging the Japanese people to cast away all their selfish passions for the country.

P. 13 This paragraph reveals his belief in the Japanese style of government which, he earnestly persists, is to be widespread among nations.

P. 13-15. Herein he makes it ^{clear} that the China Incident was launched according to the Will of the Gods —

the mission of Japan, He says, "Again in this incident this traditional Japanese spirit was well shown. It is needless to say how the incident occurred. The accumulated evils in hegemony politics in China has fostered the intolerable cause of the incident. Hegemony politics is based on power and interests. When the Chinese stepped beyond the border of the royal way of administration and got enthusiastic in the expansion of power ^{and interest}, disregarding duty and responsibility, it is natural that they would tread down moral and threat peace. Such a policy will eventually make innocent masses the sacrifices in the interest of the statesmen. To punish these shameless statesmen and drive them back to the righteous place is explicitly indispensable now for promotion of general welfare of society, that is, it is absolutely necessary for the maintenance of peace in the East.

P. 14 Furthermore he says, "Of course we ardently desire the earliest end of the incident, but the nature of the incident should not ^{so much} be considered an earthly happening but as a divine occurrence."

5
P.P. 15-16 are devoted to the conclusion that the social
conciliation task in society of Japan should be
orientated to the achieving of the Imperial policy,
and that the basic principle for the conciliation
task is to obey the Gods' Will - the Emperor's Will.

WISSE# 10097
MEM# 7
融和問題叢書

第三十輯

融和事業の根本精神

平沼一郎 述

2460



財団法人
中央融和事業協會

IMT 521

1

男爵平沼騏一郎述

融和問題叢書
第十三輯

融和事業の根本精神

財團法人中央融和事業協會

IMT 521

2



IMT 521

3

民國十年五月一日

第十三期
臨時畢業之日本醫學

同人中央臨時畢業委員會

1921.5.1

致中和

又

中央融和事業協會會長男爵平沼騏一郎書



融和事業の根本精神

財團中央融和事業協會會長 男爵 平沼騏一郎

今を距ること七十一年前、即ち明治元年三月十四日は、畏くも 明治天皇が五箇條の御誓文を渙發し給ひし日であります。此の御誓文は、肇國の大義に基いて革新の國是を明にし、其の實行を天地神明に誓はせられ、我々國民の嚮ふ所を御示しになりましたもので御座ります。

中央融和事業協會並に各地の融和事業團體は、この日を融和記念日と定めて、毎年其の記憶を新にして居りますが、本年はこの日を中心とする七日の期間を國民融和週間と致し、國民融和の實現を圖る爲に、各地の實情

に適應する諸般の施設を整へ、全國一齊に其の實行に努めて居ります。これは現今の時局に顧みて寔に意義深いことで、其の効果の少なからざることを信じます。私はこの記念すべき日に際しまして 明治天皇の御盛徳を仰ぎつゝ、我々の従事する融和事業の根本精神に就て所見を述べ清聴を煩したいと思ひます。時間の都合も御座いますから簡単に要領を述べることゝ致します。

五箇條の御誓文中に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」と云ふことが御示しになつて居ります。

謹んで按じまするに、斯く御示しになりましたところは、中世以降殊に封建時代に存在して居りました種々の不合理な制度や風習を打破して、我が肇國の大本たる天地の公道に基き、維新即ち復古の大精神を實現せんと

する御趣旨であると拜察致します。

思ふに、天地の道は萬物をして各々其の處を得せしむるにある。古の學者の申されたことに、天地は萬物の父母なりと云ふ言葉がありますが、まことに其の通で、大自然は萬物を抱擁し、之を生成化育して餘す所が御座いません。この天地大愛の精神は、恰も父母が子女を愛育するが如く、その間に何等の感情も利害の打算もありません。かゝる全く蟠りのない純眞なる愛の精神は、誠の一字を以て言ひ現はすことが出来る。人道の大本も亦誠の一字に歸着する。人は萬物の靈長である。其の萬物の靈長たる所以は天地の心を以て心とするが故である。天地大愛の精神を體得して、之を實現し、之を普及するが故である。人道の極致が、誠の一字に存することは明であります。

我が國家の成立は、申す迄もなく、天地の大道を基調として居る。正しく申せば、天地の大道が現はれて肇國となつたものである。畏くも我が皇室のこの邦土に君臨し給ふや、天地の大道を實現し、之を普及することを念とし給ひ、天地大愛の精神を以て、政道の基本とあそばされて居るのであります。即ち大自然が萬物を生成化育する如く、我が皇室の御恩澤は、一切のものに及んで居ります。國內の民皆慈育惠養の恩に浴して居る。東西齊しく至仁至慈の御盛徳を仰いで居る。更に廣く申せば、禽獸蟲魚草木に至るまで、之に漏るゝことはないのである。或は博愛といひ、或は大慈大悲といひ、或は仁愛といひ、また單に仁といふ、皆此の洪大無邊の御恩澤を表明したる文字であります。此の如く、我肇國は天地大道の發露であり我が皇室の御政事は天地大愛の顯現である。天地の道は大自然

の道である。人力を以て動かすことを得ざる大自然の道である。大自然の道は即ち神慮である。人意を以て左右することを得ざる神慮である。國史を通覽致しますに、祖神の垂示し給ふ所は皇祖皇宗の遺訓に現はれ、皇祖皇宗の遺訓は列聖の治道治法の範とせらるる所である。天地大愛の顯現たる國家の統治が源を神慮に發すること、明々白々、一點の疑を容るべきものでない。我々日本國民は世々皇室の鴻恩に浴するものである。皇國の民として人道を全ふするは、天地大愛の顯現たる國家の統治を輔翼し奉るに在る。之を天業輔翼と申します。國家の統治は源を神慮に發するものであり、之を輔翼し奉るも亦神慮に基くものである。故に天業輔翼は神慮奉行である。此の如く神慮のまにまに國家統治の大權を行使し給ひ、神慮のまにまに之を輔翼し奉るは、我國にのみ存する道で、此の麗はしく貴き道

は祭政一致に依りて表現せられて居る。

六

祭政一致は廣義に解すれば祭祀と事業との一致といふことであります。このことは三大神勅即ち齋鏡齋穗の神勅、天壤無窮の神勅、神籬磐境の神勅に基礎を置くものであつて、一言でいへば祭祀は一切の事業の源泉であり、一切の事業は祭祀の延長であると云ふことに歸着するのであります。この精神は實に我が國體の基礎をなすものであり、又我が國體に基く政治の根源となるものであります。一切の國家機關の働きも、政治團體の行動も、之に準據せねばなりません。國民の従事する農業、工業、商業も亦之に準據すべきであります。我が融和事業の根本精神も畢竟これより出づるものであります。日本精神より申せば、一切の事業は神慮の奉行である。神慮の奉行は神慮の體得に依り始めて之を實現することが出来る。神慮の

IMT 521

10

體得は祭祀に依らねばなりません。

祭祀の形式は多くの人の知つてゐることでありませうが、眞にその精神を理解してゐるものは甚だ少いやうに思はれます。祭祀の形式を示せば、神饌を供して拜禮し、祝詞を奏し、神饌を撤するといふことであるが、その精神はその道の人の申されて居る通り、神人不二、神人合一の境に入ると云ふことであります。従つて禊祓によつて鎮魂歸神の域に達することが最も大切なことであります。この境涯に入ることによつて始めて神慮を奉戴することが出来るのであります。神前の行事もこの精神の充實することに依つて完きを得るのであります。然し乍ら、以上述べた神前の行事だけで祭祀が済むかといふに、形式はそれで整ひますが最も大切な祭祀の實は未だ擧つて居りませぬ。神慮を奉戴することは之を實行することに依つて

七

IMT 521

11

始めて全きを得るのであります。神慮を實行せねば祭祀は完全ではありませぬ。繰返して申します。日本精神より申せば、一切の事業は神慮を奉行するにある。神慮を奉行するのは神慮を體得して之を實行に現はすのであります。

かくの如く述べ来りますれば、一切の事業が祭祀の延長であることは自明の理で、又祭祀は一切の事業の源泉であることも多言を要せざる所でありませう。このことは、我國に於ては神代の初から今日に至るまで、少しの弛みもなく、些かの動搖もない神聖なる事實であります。

外國では個人主義が唱へられて居る。又功利主義が説かれて居る。事業は個人個人が自己の利益の爲になすことと考へて居る向が多い。我が國では事業は自分の爲にするのではありませぬ。誠の發露であります。誠即ち

天地の道、天地の道即ち神慮で、一切の事業は天地の心を以て心として生成化育の恩を完からしむるに在り、明かに祭祀の延長たる神慮の奉行であります。これが我國と外國との違ふ所以であり、我が大和民族の尊き所以も亦、實に此に在るのであります。

我が 皇室は古より今に至るまで最も祭祀を重んぜられ 皇室の御政治は皆源を祭祀に發して居る。祭と政とは一にして二でない。大御心即ち神慮にして、大御心の顯現たる國家の統治は神慮の發露である。御歴代の天皇が祖神の垂示を範とせられ、八紘一字の天業を推弘し給ひ、天下一物も其の處を得ざるものなからしむることを、一貫したる治道の要諦とせらるゝは此の貴き精神の現はれである。而して我が國民も亦、古より今に至るまで、祭祀を以て臣民道の基本として居る。我々の祖先は神勅のまにま

に皇室の爲めに神祇を祭り、神慮を奉戴して天業を輔翼し奉りたるものである。我々現代の國民は、我々の祖先が皇祖皇宗に仕へたるが如く、御上に仕へて奉公の誠を致さねばなりません。之を要するに、上意即ち神慮が發露して治道治法と爲り、萬民神慮のまにまに之を輔翼し奉るは、肇國の大義で此の精神は祭政一致、祭祀と事業の一致に現はれて居る。これが我國の神國たる所以、道の國の國たる所以である。我國體の尊嚴なる所以も此に存するのである。

以上述ぶる所に依て考へますれば、我々の從事する一切の事業は天業翼賛であります。即ち天業を翼賛するは萬民の責任であります。其の朝に在ると野に在るとを問はず、我々國民は總てこの責任を負ふのであります。天業翼賛は官吏軍人職員等公職に在る人々のみについて申すのではない、

外國はいざ知らず、我國に於ては苟も我が國土に生れたる者は農業、商業、工業何れの職業に従事するとも、當然この責任を負擔して居る。天業輔翼が國民全體の責任なる以上は、我々の思ふ所皆此大目標に集中せねばならぬことは明白である。此の尊むべき大目標に集中する以上は、自己を中心とする一切の私心は消散すべきである。これ即ち滅私奉公である。滅私奉公は國民一心同體の基である。國民總親和總努力の本である。我が融和事業の根本精神も亦畢竟これに他ならぬのであります。

我々融和事業に携はるものは、常住座臥、天業輔翼の責任を思ひ、實行實動を以て國民一心同體國民總親和總努力の範を示し、確固不動の精神を養成せねばならぬ。此の如くにして始めて眞實なる國民の融和を實現するを得るのである。而して此の眞實なる國民の融和は、動かすべからざるの

信念となり如何なる誘惑に遭ふも如何なる強迫を受くるも變ずることはありませぬ。所謂大和魂は我が國民の祖先以來具有して居る一貫したる奉仕の精神即ち天業翼賛の精神であります。平常は心得違ひのことをして居る者も尠くないが、事あるときは潜在してゐる立派な精神が發露する。平時は私欲の爲に争て居ても、有事の時には皆一致して君國に奉仕する、これが大和民族の貴いところであります。奉仕の精神が私利私欲の爲に存在を失つたやうに見えても、事あるときは必ず表面に現はれます。往年日清戦争のとき、日露戦役のとき、各方面に於て此の貴ぶべき精神が發露せられましたことは、我々の忘れざる所である。日本國民は事あるときは必ず一致する。その時には自己本意の私心は自ら潜み、貴き傳統の精神が現はれます。私の切に望む所は平素に於ても一切の事業の上に此の精神を發露せ

しむることとあります。之が爲には祭祀の意義を明かにして神慮奉行の精神を養ふことが大切であると思ひます。

「この精神は我國ばかりでなく、他の東洋諸國にも西洋にも之を擴充せねばなりません。即ち祭祀の精神を東西に普及せしめてこそ始めて健全なる道德世界を顯現し、恒久の平和を望むことが出来る。是れ即ち八紘一宇の天業の完成すべき時であります。」

今回の支那事變に於ても此の精神が發露せられて居ります。事端發生の原因は多言を要せずして明である。支那に於て永年行はれたる霸道政治の弊が、之を招來したのである。霸道政治は権力と利益を基調とする。正道を踏外して権力の擴大に努め、義理を忘れて利益の増長を計るときは常に道德を無視して平和を攪亂するに至ります。此の如きは政治家の欲望の爲

一四
に無辜の人民を犠牲にするものである。之を膺懲して正しきに歸らしむることは、東洋の平和を保ち一般民衆の幸福を増進する爲めに絶対に必要であります。天地大愛の精神を遂行する上に於て已むを得ざることであります。即ち是れは神慮の奉行であつて、天地の大道を實現する所以であります。之を人爲と解してはなりません。我等は固より事件の速に解決することを祈て居ります。其の擴大することを欲しませぬ。乍去如何に擴大しても、根本の精神は何處迄も遂行せねばなりません。世界列國の内、我が眞意を解せずして却て無道を助くるものがあるかも知れぬが、是等に對しては充分我が正義の存するところを示して、その反省を求むることが大切であります。之が爲には確乎不動の精神を以て當ることが必要である。即ち此の時局に直面して、國民すべてが非常な難關に遭遇しても、何處何處迄

も耐へて行くといふ強い覺悟を要する。この堅忍不拔の精神を國民に徹底せしむるのが、先覺者の重大な責任であらうと思ひます。堅忍不拔の精神を徹底せしむるには、神慮を本とし天業翼賛を基調とする奉仕の精神を普及し、此の精神に依り結晶したる融和の信念を植付けることが大切である。政府當局の施設も、國民精神總動員の運動も亦、此の基礎に基いて居るものと思ふ。

今回の融和週間に於ける施設運動は政府の指導と國民總動員の後援とに俟つものが多いのであります。願はくは共々に協力して目的を達したいものであります。

五箇條の御誓文は實に 明治天皇が天地神明に御誓ひあそばされたものであつて、明治維新の大業が神慮の發露なることは明であると信じます。

一六
舊來の因襲的偏見を根絶して一圓融合の實を擧ぐることは 聖旨を奉戴する所以であります。これが融和事業の基本であります。而して之が完成を圖ることが、神慮を奉行し天業を翼賛する所以なることは、一點の疑を存せざる所である。

我々融和事業に従事する者は此の根本精神を體得し、心を一にし力を協せて此の事業に従事し 皇恩の萬一に答へ奉らねばなりません。特に時局の重大なるに顧みて我々の責任の益々重きことを痛感致します。以上簡單でありますが所信を述べて講演を了ります。

IMT 521

20

昭和十三年三月三十一日初版發行
昭和十四年五月十日再版發行

融和事業の根本精神

【定價金五錢】

東京市麹町區霞ヶ關三ノ三
財團中央融和事業協會代表者

發行人

小山三郎

印刷人

東京市深川區牡丹町一ノ七
今井彦太郎

印刷所

東京市深川區牡丹町一ノ七
今井印刷所

發行所

東京市麹町區霞ヶ關三ノ三

財團中央融和事業協會

振替口座東京七〇〇八六番

IMT 521

21

SHIPPING ADVICE# 10097
SACK # 7
ITEM # 53

2960